

中国における小学校と初級中学の接続に関する考察

楠 山 研

A Study of the Articulation between Elementary School and Junior High School in China

KUSUYAMA Ken

1. はじめに

日本では、近年公立の小学校や中学校の学校選択制が各自治体で取り込まれつつあり、長い間厳格に実施されてきた学区制が緩和されようとしている。どの学校へ行っても同じ教育を受けることができ、親が安心して子どもを学校に通わせられるという大前提が揺らいでいることもその一因と考えられ、公立学校のあり方が問われているということができよう。一方で、中国にはこれまで日本のような学区制は存在しなかったが、1986年の「中華人民共和国義務教育法」(以下「義務教育法」)などにより小学校と初級中学(日本の中学校に相当)の期間にあたる9年間が義務教育とされると同時に、居住地(あるいは小学校所在地)に近い学校に入学する「就近入学」の実施が決定され、普及が進んだ地区から徐々に導入されていくことになった。義務教育期間にあたる小学校と初級中学について公立学校を平準化しようとする試みといってよいであろう。

文化大革命による混乱が終わった後の中国の学校教育の進展にはめざましいものがあり、現在は都市部はもちろん、農村部でもかなり普及が進んできている。最新の資料(2001年)によれば現在の中国の小学校と初級中学の状況は以下の通りである。小学校と初級中学は基本的に6-3制であるが、農村部を中心に5-3製の地区もかなり多く残っており、ごく少数ではあるが5-4制、9年一貫制をとるところもある。小学校の就学率(原語は「入学率」と表記されるが、日本語の「就学率」に相当するものである)は99.05%、小学生の退学率は年0.27%、小学校入学者が5年間順調に進学する比率は95.30%である。小学校卒業生のうち初級中学に進学するのは95.45%であり、初級中学退学率は年3.12%、初級中学卒業生の後期中等教育進学率は52.9%となっている。統計の性質上正確な数字の把握は困難であるが、進学者が絞られるボトルネックとなっているのは初級中学卒業後であり、多くの者が初級中学まで進学している状況にある。

このように中国において義務教育の普及が順調に進む一方で、「就近入学」の実施は北京市や上海市といった大都市でさえ多くの問題を抱えておりなかなか順調には進んでいないようである。その最大の要因は学校間格差である。中国では文化大革命終結後に小学校から大学まで少数

のエリートを段階的に育成するための重点学校を復活させ重点的に投資してきた。そのためすでに明確な学校間格差が存在しており、日本のようにどこの公立学校へ通ったとしてもそれほどの差はないという状況にはない。とくに初級中学の選択はその後の進路に大きな影響を及ぼすため、子どもや親はすこしでもよい学校への進学を希望し、学校もまたよりよい生徒を集めようとする。国家の「就近入学」の指示と子どもや親、学校の要望の狭間で、地方政府教育部門は現実的な対応を迫られている。

これは驚異的な経済発展を背景に途上国から先進国への仲間入りをめざす中国において必要とされるエリート教育と大衆教育をどのように行い、限られた財源をどのように使うことが人びとにとって平等・公平といえるのかを考える上で重要な改革であるといえる。また日本にとっても、それぞれの子どものに合わせた教育を考える上で、学区制や平等・公平をどのように考えるかは避けて通れない問題である。

本稿では、この「就近入学」において特に重視されている小学校から初級中学への進学に焦点をあて、「就近入学」制度導入の経緯、経過、実際上の問題について、国家レベルから降りてくる指示に対して、地方政府教育部門や学校、子どもや親がどのように対応してきたのかを確認し、そこからかいま見られる中国における公平・平等観について考えていくことにする。

2. 国家の方針

まず国家レベルの指示を共和国成立時からみていくことにする。「就近入学」は中国でも教育の理想の姿であったと考えられるが、発展途上にある国家ゆえ、教育に十分な投資をする財源はなく、国家を引っ張っていく優秀な人材の育成に重点的に投資する必要があった。これに政治的な方針の揺れが重なって、いく度かの政策転換がみられている。

1949年の中華人民共和国成立後は義務教育は採用されず、また学校数も限られていたため、小学校から初級中学への進学は小学校卒業認定試験と初級中学進学試験を兼ねて、通常県レベルの教育部門が管理して区域内全体で実施する統一進学試験²⁾によって決められ、重点学校を上位とする明確な序列が存在した。

文化大革命中は小学校から大学まであらゆる段階で進学試験が廃止され、小学校や中学校では徹底した「就近入学」が行われた。この時期中学校の数は急増し、生徒数も増加していたが、それらは質を犠牲にして無理に数を増やしたものであり、学校現場は混乱した³⁾。

文化大革命が終結し、1977年に大学入試が復活すると、翌年には重点学校が復活し、小学校から大学まで事実上のエリートコースが明確に存在することになった。小学校から初級中学へ進学する際の統一進学試験も復活した。

しかし1986年の「義務教育法」などにより9年間の義務教育が導入される前後には、再び「就近入学」を推進する動きがみられるようになってきた。当時、統一進学試験があることによって、子どもや親ばかりでなく、学校も有名校への進学率を重視して、進学一辺倒の傾向が強くみられていた。子どもの遊ぶ時間や運動の時間が減り、子どもの精神面・身体面に悪影響がみえてきたこと、小学校の最終学年の半年が統一進学試験のための復習に費やされており、無駄が多いことなどが「就近入学」導入の理由としてあげられた。

つづいてこの義務教育導入前後からの「就近入学」導入に関する国家レベルでの動きについて詳しくみていくことにする。

1980年代以降の教育改革の大きな方針を示した1985年5月の中国共産党中央委員会「教育体制改革に関する決定」によって、9年制義務教育の導入が正式に通達されたのと同じ月に、教育部は長春、石家庄、大同、廈門、昆明で行った初級中学入学制度改革の経験により、全国に向けて、初級中学が普及した地区では統一進学試験改革を行って一面的に進学率を追求することをやめ、管理運営上の負担を軽減し、小学校教育の質をあげるよう求めた。試験方法の改革については、地方で積極的に考えて、だんだん統一進学試験をやめ、小学校の卒業生はみな近くの初級中学に入学することを求めた⁹。

翌1986年3月には当時の国家教育委員会が「初級中学が普及した地区における初級中学募集方法改革に関する通知」を出した。このなかでは統一進学試験を1986年の募集から廃止し、それが困難な地区もまず実験からはじめて徐々に範囲を拡大し、数年のうちに改革を完成させることを求めた⁹。

このことは1986年7月施行の「義務教育法」第9条において、「地方各級人民政府は小学校、初級中等学校を設置し、児童、少年を就近入学させる」として正式に法律として明文化された⁹。

1988年には国家教育委員会が、5年以内に全国各地で徐々に小学校から初級中学への統一進学試験を一切廃止するようにとして明確な期限が示された⁹。

1986～89年には国家教育委員会が南昌、天津、大連、済南などで実験を試行し、徐々に範囲を広げていった。1991年末までに29の省、自治区、直轄市の統計において、地区レベルの市の72.4%、県の51.3%で初級中学統一進学試験制度改革が行われ、黒竜江、吉林、遼寧、広東、湖北、寧夏では県レベルの市すべてで改革がすでに実行されていた⁹。

1988年の指示から5年後にあたる1993年3月には国家教育委員会「義務教育段階の学生の課業負担を軽減し、教育の質を全面的に向上させることに関する指示」によって改めて初級中学卒業時以外のすべての統一試験を廃止することが指示され⁹、1995年6月に国家教育委員会が出した「初級中学入学方法の改革をさらに推進し完成させることに関する通知」¹⁰や、同年11月の国家教育委員会基礎教育司による「初級中学入学方法の改革を推進し完成させなければならない」という文書¹¹でも統一進学試験の廃止が繰り返し通達されている。

このようにみえてくると、共和国成立以来初級中学への進学方法は政治的影響もあって右往左往していたが、義務教育導入決定以来の国家の方針は一貫しており、初級中学の普及が進めば、「就近入学」、統一進学試験の廃止は無理なく達成されるように思われる。ところが義務教育の普及が一段落した現在になっても、初級中学の普及がほぼ達成されたと考えられる大都市部でさえなかなか順調に達成とはいかないようである。

3. 分級管理と「就近入学」

ここで、国家の方針が近年は一定していながら、なかなか「就近入学」が達成されないことに関して、中国の初等中等教育における管理運営体制について確認しておくことにする。

中国は中央集権的な要素が強い国家という印象があるが、初等中等教育に関しては中華人民共

和国成立当初から、国家が大まかな方針を定めた後は、実際の管理運営は地方政府の教育部門にある程度の裁量が認められていた。これは広大な国土に多様で莫大な人口を抱え、すべてにわたって国家が介入できるほどの財源や方策をもたなかったためであり、地方政府教育部門が「実情に応じて」行うようにというような指示はしばしばみられるものである。

この方針を明文化し、地方政府教育部門に教育税の徴収を認めるなど学校運営の財源獲得に至るまでかなりの部分を地方に権限委譲することを表明したものが1985年の「教育体制改革に関する決定」と1986年の「義務教育法」である。

「教育体制改革に関する決定」では、初等中等教育について「地方負責、分級管理」の原則が明確にされた。つまり、大きな方針や大きな計画を中央が決定する他は、具体的な政策・制度・計画の制定と実施、および学校の指導、管理と検査に関する責任と権限は地方にあるとされた。これらの規定に基づいて、各省、直轄市、自治区はさらにその内部において「分級管理」体制を確定することになる。また「義務教育法」でも、「義務教育事業は、國務院の指導下において、地方負責、分級管理を実行する」とされた。この「地方負責、分級管理」という管理体制自体はそれまでの政策とそれほど変わるものではなく、明文化し確定するという程度の意味が強いものである。しかしここに一連の財政体制の改革が含まれたことで、地方政府教育部門が学校についてもつ裁量はその責任も含めて飛躍的に増大したといえることができる¹²。

この「地方負責、分級管理」の明文化については、これによりかえって国家のマクロな監視体制が強まったという見方もあり¹³、たしかにそういった面も存在する。しかしそれまで口も出すが金も少々出していた国家が、金をほとんど出さなくなったことで、国家が決めても、それを採用するかどうかは地方政府教育部門にゆだねられる部分が多くなったことは確かである。

この様子が「就近入学」導入に関しても明確にみてとることができる。教育部などからの度重なる「就近入学」導入という指示に対して、地方政府教育部門がどのように施策し、学校、住民の要求と折り合いをつけているのか、次節以降でみていくことにする。

なお、現在のところ、この「就近入学」が社会問題として取り上げられるのは初級中学の普及がほぼ完成し、選択肢がいくつかできる程度に学校が集中している大中都市に限られている。そもそもこの「就近入学」は1980年代半ばに農村部の比較的発展した地区で始められたものであるが、そのようなところではそれほどの混乱はなかった。初級中学の普及が不完全な地区や、小学校1校に対して初級中学が1、2校程度の地区では、初級中学を選択しようにも選択肢が限られており、自然と「就近入学」となっているからである。しかし今後この問題が初級中学の普及・充実ともなって全国的に拡大することは十分考えられ、抜本的な改革が必要となる重要な問題といえることができる。

4. 地方政府教育部門・重点中学の対応

ここまでみてきたように国家が地方政府教育部門に再三要求しているのは初級中学が普及した地区は「就近入学」を実施せよということである。それでは「就近入学」によって、実際の学校教育を管理する地方政府教育部門はどのようなことをしなければならないのか確認しておくことにする。

「就近入学」とはその名の通り、子どもが居住地の近く（あるいは小学校の近く）の初級中学に進学することを意味する。これには居住地と学校との距離から決定する純粋な「就近入学」もあるが、多くは日本のような学区をつくり、進学先を決定する「就近入学」である。これを実質的なものにするにはそれまで存在していた小学校卒業認定と初級中学進学試験を兼ねた統一進学試験を廃止しなければならない。またこれを完成させるためには重点中学の初級中学部分を分離して一般学校としなければならない。なぜならもし重点初級中学が残存したならば、小学校が進学一辺倒の傾向から脱することはできないからである。よって「就近入学」で最大の問題となるのは、統一進学試験を廃止した際に重点中学の初級中学部分（あるいは形式上一般学校へと変えた学校）をいかに扱うかということであり、地方政府教育部門はこの扱いに苦慮することになったのである。

このように「就近入学」および小学校から初級中学への統一進学試験の廃止によって最も問題となるのは、重点中学と普通中学との差があらゆる方面にわたって明確に存在していることである。国家の規定や通知では「就近入学」に関して重点中学については明確な指示は出されていない。しかし「就近入学」を実施する目的が、小学校教育の進学一辺倒の傾向を改める事である以上、その要因となっている重点中学も含めて「就近入学」としなければ、この政策自体の意味がなくなってしまう。一部の例外をおくことは考えていたとしても、重点中学も含めて「就近入学」とする意図をもってはいたことは間違いない。国家の「就近入学」という指示によって、地方政府教育部門は重点初級中学も含めたすべての学校において「就近入学」を実施する必要に迫られたのである。

以下では、直轄市であり首都である大都市で、初級中学普及がほぼ完成していたといえる北京市における改革の様子を例にとり、国家の指示に対してどのような施策を行ったのか確認していくことにする。

北京市の導入前の様子

北京市は1986年の「義務教育法」などによる「就近入学」の決定により、その頃から一部の地区で実験的に試行を開始していたが、実際に「就近入学」を実質的なものとする小学校から初級中学への統一進学試験を完全に廃止したのは、当時の国家教育委員会の度重なる実施要求に促されたあとの1993年であった。

北京市には統一進学試験が廃止された1993年ころ約800の初級中学（大半が高級中学と併設の完全中学）があり、そのうち約60が重点中学であった。生徒数も小学校卒業生が15万人程度であるのに対して、重点中学の募集数は約1万人であり、重点中学へ入るには熾烈な競争を勝ち抜く必要があった¹⁴。

このような競争が起こる要因はもちろん、重点中学の方が好条件が揃っていて、進学実績が圧倒的によいからである。例えば当時北京市には約1万人の高学歴、高実績を有する高級教師がいたが、大部分は重点中学あるいは準重点中学に集中していた。教員の給与もボーナスなどを含めると重点中学の方が高いため就職希望者が多く、重点中学は優秀な教師を選りすぐって採用することができていた。中国の学校では教師は学校が採用する形をとることが多く、教師の異動はあまり多くないという事情もある。また進学実績に関しても、例えば理系を中心に北京大学と肩を

並べ、近年国家首脳を次々と輩出している清華大学に1993年に入学した新入生は1500人、そのうち北京市出身者は581人であったが、その全てが重点中学の出身者であった。またそのうち382人は市の重点中学に集中していた¹⁵。

このように条件の整った優秀な学校がある一方で、北京市にも基礎薄弱校とよばれる条件の整っていない学校が多くあり、重点中学との差が大きく開いていた。文化大革命以前にはその差は生徒の学力差のみであり、学校運営財源や教員の給与、能力などにはそれほど差がなかったが、改革開放政策の進展や地方政府や各学校への権限委譲の進行に伴って、その差はあらゆる面においてひろがる傾向にあった。例えば主に生徒の父母からの寄付金である「賛助費」はある重点中学では入学時のみで200万元に達するのに対し、基礎薄弱校では年間で200～300元にしかならないところもある。ある調査によるとこのような基礎薄弱校は北京市の近郊区域で約100校、約20%にのぼり、郊外ではそれより高い割合が予想されており、全市の小学校卒業生のうち約30%がこのような基礎薄弱校に進学しているという推計がある。国家レベルでの支援実施などにより若干の改善がみられてはいるが、重点中学もより高いレベルへと進歩しているため、その差は縮まっているとは言い難い状況であった¹⁶。

このようにあらゆる面で好条件の整った重点中学から条件の悪い基礎薄弱校まで大きな差が存在するなか、「就近入学」を導入する以前の入学者選抜は次のような方法で行われていた。重点中学に進学するには、小学校の推薦をうけるか、統一進学試験で優秀な成績をとる必要があった。

推薦入学には「三好生」と「特長生」がある。「三好生」については重点中学の推薦枠人数にもとづいて各小学校に人数が割り当てられ、さらに各クラスに割り当てられる形がとられており、徳知体の全面にわたって優秀な成績を修めた「三好生」であると3年連続で認められた場合に推薦がうけられた。また「特長生」はスポーツ大会などで優秀な成績を収めるか、芸術分野などで優秀であると認められた場合に資格が得られた。こうした推薦の他の大半の生徒は、基本的に統一進学試験の結果に基づいて、中学側が成績優秀者を選んで入学許可する方法がとられていた。そこでも最も優秀な子どもたちを市の重点中学が確保し、続いて残りから区の重点中学が上位から確保し、残った子どもが普通中学に入学するという明確な順序がつけられていた¹⁷。

よって重点中学には、もともと設備が整い、優秀な教員がいるところに、毎年優秀な生徒を選抜して入学させ、多くの資金が入るといった体制が整っていたことになる。

北京市における「就近入学」導入

このような大きな格差が存在したままの状況で重点中学も含めて「就近入学」を実施するのであるから、物事は簡単ではない。既述の通り、重点学校体系を整備した段階で、重点中学には資金が重点的に配分され、一般の学校に比べて整った設備をもち、優秀な教師陣を抱え、経験に裏打ちされたカリキュラムを有している。このような状況でたとえ名目上重点中学でなくなり、配分される資金が普通学校と同等になったとしても、どちらの学校に進学した方がその後の進学に有利であるかは誰の目にも明らかである。教師の異動が少ないという事情もあり、また既述の「賛助費」などによって財源も多く集められる状況にある。このような格差を改善できるほどの資金は国家にも地方政府教育部門にもない。結果として（旧）重点中学はそれまでの状況とかわらず有利な条件を有していることになる。ここでもし「就近入学」を厳格に実施した場合、

子どもの居住地によって重点中学に行けるか行けないかが決まるという不合理な結果となってしまう、不公平といった不満の声が当然でてくることになる。

こうして「就近入学」を推進する教育部と、すこしでもよい学校に通いたい生徒、通わせたい親、少しでもよい生徒を集めたい重点中学というさまざまな圧力が地方政府教育部門にかかってくることになる。権限委譲の進展により小中学校の運営に関して大きな力をもっている地方政府教育部門は、それぞれのやり方で、この各方面からの不平不満を解消できるような方法を模索することになった。

この「就近入学」および統一進学試験の廃止に際して、北京市の重点中学は当初推薦入学者の割合を増やすことによって対応した。この推薦入学対象者は徳知体がバランスよく優れている「三好生」と、学力に限らずさまざまな面で特長のある「特長生」であり、基本的に学力試験一本で決まっていたことに比べて、学力だけでないバランスのとれた成長、個性の伸長といった国家レベルで行われている素質教育の観点にも適合したものといえるが、多くの問題が存在していたことも確かである。

たとえば「三好生」は中学側が各小学校に人数を割り当て、またそれを各クラスに割り当てるといった方法をとる。よって学校によって年ごとに差が生じ、「三好生」であっても中学校で勉強についていけない生徒がでてきているという報告がある。また「三好生」の枠が広がったため、各学校各クラスはそれまでより多くの3年連続「三好生」を「つくり出す」必要がでてきた。この判定は教員の主観によるところが多いため、よくできる子ではなく、教員の喜ぶことをする子が評価されがちであるともいわれている。またこのようにまじめにこつこつ勉強するのは女の子が多いため、「三好生」の約3分の2が女子という結果を招いて話題となった。また「特長生」にも問題は多くある。たとえばトランペットや習字、お手玉なども推薦の対象となっていたが、それが優れているという基準が明確でなく、公平性の面から問題視されていた。このため1993年から市レベルの競技会で3位以内という明確な基準が設けられたが、航海模型コンテストでは参加者が3名のみであり、全員が入賞してしまうという事態もおこっている¹⁸。

このような状況から、北京市は推薦者を市の三好学生証書取得者や賞の獲得者に限定するなど、より厳格な基準を設けている。同時にごく少数（5%以内に制限）の優良者については、卒業試験の点ではなく、活動性、思考能力、独創性などを考慮し、各教科の教師の意見を聞いた上で推薦が決まるという総合評価によって選抜し、推薦するという方法を導入している¹⁹。

ともかく最も条件が整い、普及が進んでいるはずの北京市でさえ、1988年の国家教育委員会指示の最終年度ぎりぎりの1993年になってやっと実施にふみきり、同じ大都市である上海市でも統一進学試験の完全廃止が1997年とかなり時間がかかっていることから、この「就近入学」が中国で実施されることの困難さを示しているということがいえよう。

しかもこの統一進学試験の廃止によって、すべての初級中学入学者が「就近入学」によって入学するようになったわけではない。重点中学はあれこれと知恵を絞って優秀な生徒を集めることに躍起になり、子どもや親もあらゆる手を尽くして重点中学へ進学する道を探り、実質上重点中学に関しては「就近入学」がほとんど行われていないという状況であったのである。この傾向はその後各地で続々と「就近入学」が導入されていくにしたがってますます強まっており、さまざまな事例が登場している。

5. 上に政策あり，下に対策あり

このように条件の整っているはずの北京市でも完全な改革が実施されないまま、国家からの指示により、「就近入学」はつぎつぎと各地で導入されている。学校間に大きな格差が存在したまま「就近入学」が導入されたことにより、重点中学は優秀な生徒を集めてそれまでのレベルを落とさないことに躍起になり、また子どもや親も重点中学に入るためにさまざまな方法を模索することとなった。これらをとりもつ地方政府教育部門の方策もまたさまざまである。

重点中学の多くは推薦入学の枠を増やして対応したが、「就近入学」から完全に逃れることは難しく、一定程度の生徒は学校付近から採用することとなっている場合が多い。よって重点中学の近くに住むことはそこへ進学できる可能性が高くなることから孟母三遷のごとく引っ越しや住民票だけ移すなどの事例が頻発したため大きくクローズアップされることとなった。またそれだけでなく、金や権力を使って、重点中学への進学を行うという例も珍しくない。これらは「择校生」とよばれて社会問題化している²⁰。

また重点小学校の「就近入学」先が基礎薄弱中学になってしまったある地区では、入学1ヶ月で55人中10人が転校し、その後も転校が相次ぐというような事態も生じた²¹。

地方政府教育部門は重点中学の募集範囲を広くして、「就近入学」によって重点中学に入ることが対象者を増やしたり²²、初級中学の割り振りをコンピューターを利用した抽選などによって決めるなどの方法を試して子どもや親の不満を和らげるとともに、重点中学に一定の優遇策をとることによって対処しようとしている。たとえば重点中学の募集枠の全てあるいは一部を付近の小学校に割り当て、進学試験には依らずに各小学校の推薦によって入学させる方法をとったり²³、計画外枠として募集人員を増やすことを認めたりしているところがある²⁴。

さらには重点中学のなかには、初級中学と高級中学を分離する際に、初級中学を民営学校のような形にして、堂々と独自の入学試験を実施し、高額な学費をとるといような動きもみられている²⁵。学力試験が厳しく禁止されている地区では学校側は学力試験ではない形で学力を測るようなテストを行うなど、なかなか完全な浸透は難しいようである。また学校と親でつくりあげる学校という名の下に、入学時に多額の賛助金を要求する例も後を絶たない²⁶。

このような状況にももちろん教育部も黙ってみているわけではなく、再三にわたって「就近入学」の徹底、择校生の禁止、推薦入学、特別クラスの廃止などを求めている。同時に地方政府教育部門に基礎薄弱校への重点投資や、重点中学が一般学校に教師を派遣するなどして、学校間格差を縮小するよう求めている²⁷。ほかにも民営学校であっても、学力試験による生徒選抜を禁止するというような通知も出している²⁸。しかし「上に政策あれば、下に対策あり」といわれる中国らしく、生徒や親もなんとか工夫して重点中学に入る方法を探っており、このいたちごっこはまだ続きそうである。

このそもそもの原因は学校間の格差が激しいことにあるため、募集方法の改革だけでは根本的な解決は難しい。基礎薄弱校への重点投資なども、これまで蓄積されてきた学校間格差をなくすことは容易ではなく、子どもや親の意識を変えるまでには至っていない。そのようななか小学校と初級中学を連携させて一貫とした9年一貫制を利用して根本的に学校間格差をなくす方策が注

目されてきている。

上海市では1997年から初級中学統一進学試験を廃止したが、やはり北京市と同じような择校生の事例が登場し問題視された。上海市ではこれに対処するひとつの方法として、小学校と初級中学を組み合わせた9年一貫制学校を積極的に導入している。つまり、学校間の格差を小さくしていくために、条件の整った小学校と条件の悪い初級中学を組み合わせ、条件の悪い小学校と条件の整った初級中学を組み合わせで一貫制とし、全体的なレベルを平準化する方法である。この方法にも問題はあり、前者の組み合わせでは小学校4、5年生頃から転校する者が増えたり、後者の組み合わせでは择校現象が小学校入学時点で起こるなどの指摘もあるが、大胆な方法として効果が期待されているようである²⁹。北京市においても、1996年4月北京市人民政府办公厅「基礎薄弱学校建設強化に関する通知」において、徐々に全市で重点初級中学を取り消し、接続を研究し、9年一貫制実験を推進することを指示している³⁰。

ともかくこの後も各地でさまざまなせめぎ合いが繰り返されることが予想され、この混乱は各地で当分続きそうである。

6. まとめ

「就近入学」導入に関して、国家レベルでは「就近入学」を推進し、重点中学はそれまでの有利さを保とうとし、子どもや親は少しでもよい学校へ通うことを要望し、それぞれが方策を考えるなかで、地方政府教育部門が「就近入学」を推進しながらも、例外を認めたり、制度を改革したりして、なんとか調整する方策を探っている姿がみられた。

このような動きからみえてくるのは、中国における人びとの教育や学校における平等や公平に関する2つの考え方である。つまり1つめは、義務教育が9年間と決められているのだから、その間は皆が同じ環境で同じ内容を学ぶことが平等であり、一部の学校（つまりそこに通う生徒）に重点的に資源を配分することは不公平であるという考え方である。重点中学についても、一種の英才教育であり、教育の平等の原則に反し、徳知体の全面発達をめざす党の方針に背いており、社会主義の一般労働者を育成する要求に符合しないという主張になる。この考え方はいわば「正論」であり、国家の方針もほぼこのような理想を掲げながら政策をたてている。

ところがこれとは異なる2つめの考え方がしっかり存在していることもまた確かである。それは、子どもにはもって生まれた能力の差が存在しており、国家が全ての学校に十分な設備を整備できるほどの財源をもたない以上、一部の学校に重点的に配分して、できる子どもにはより良い環境を与えて、多くを学習できるようにしてやるのが平等であり、能力のある子どもに不十分な環境で学習させることは抑圧であり、不公平であるという考え方である。

国家レベルでは、文化大革命終結後いったんは重点学校政策や高等教育重視の方針をとったが、義務教育導入のころから明確に方針転換をおこない、「就近入学」もその一環であった。これはさまざまなレベルの人材が必要であるという社会の要請、そして全国的な質を伴った学校普及が必要であるという政府の考えによるものであり、それまでの政策を否定した非常に大きな転換であったということができよう。

ところが親や子ども、重点中学の一部は決してそのようには考えておらず、国家の方針に従い

ながらもあの手この手で抵抗する姿をみせている。

これをとりもつ役目を任された地方政府教育部門は、基本的には「就近入学」を導入するとともに、重点中学に一定の例外を認めるなどして、不満の緩和を図っていた。

こうした各種の力が働いた結果、金の力を利用した択校や、公立学校である重点中学が初級中学部分を民営化し、堂々と独自に運営するという日本では考えられない事例も公然と行われていた。

今後は小中学校の整備が進んでいき、環境の整っていない学校も少なくなることが予想される。それでは「就近入学」も完全に実施されることになるのであろうか。政府が強制すれば形の上では実施されることもあると考えられるが、実際上の格差をなくすことは非常に難しいであろう。学校間に大きな差が存在するうちは、「就近入学」が厳格になればなるほど、人びとの中に不満を持つものは減らない。ほかに、特によくできる子の受け皿がなくなるという意見もある。他国には私立学校がその一翼を担っているところもあるが、中国ではまだ民営学校は数が少ない。また本来重点学校は先進的な実験を行い、実践することによって一般学校を引っ張っていく役割を担うものであるので、完全に否定することもまた困難といえよう。

このように厳格な規定とともに、抜け穴や例外がつくられて救済する道を残していることは、中国における政策では全般的にみられる傾向であり、広大な国土に多様で莫大な人口を抱える中国において施策を浸透させるための知恵といえよう。「就近入学」に関して地方政府教育部門がとっている政策も一見不完全なように見えて、実はこの中国流の公平・平等にしっかり合致したものとといえるのかもしれない。

できる子やできない子をどのように扱っていくのかということを考えなくてはいけない日本が、画一的になりがちであった公立学校での教育を考えていく際に、同じアジアの中国の事例を確認することは新たな見方を与えてくれるものといえるであろう。

-
- 1 教育部「2001年全国教育事業発展統計公報」（2002年6月）（中国教育部ホームページ（<http://www.moe.edu.cn/Stat/tjgb/4.htm> 2002年8月1日）所収）。
 - 2 通常県あるいは区のレベルが管理して、その区域全体で統一して行う試験である。小学校卒業認定のための試験は「就近入学」導入後も実施されており、これと区別するため本稿では「統一進学試験」の名称を用いる。なお法令名や法令の訳については、原文を利用している。
 - 3 劉経宇・薛宝生「請向実践問利弊—取消小学升初中統考的思考（上）」『瞭望』（北京），1994年43号，10頁。
 - 4 張仁賢主編『中国教育教学改革实用全書』経済日報出版社，1996年，575頁。
 - 5 国家教育委員会「關於在普及初中的地方改革初中招生辦法的通知」（1986年3月）教育部基礎教育司義務教育實施處編『義務教育法規文獻匯編1900年—1998年』中国社会出版社，1998年，32～33頁。
 - 6 「中華人民共和國義務教育法」（1986年7月）教育部基礎教育司義務教育實施處編，前掲書，34頁。
 - 7 劉経宇・薛宝生，前掲論文，10頁。
 - 8 張仁賢主編，前掲書，575頁。
 - 9 国家教育委員会「關於輕減義務教育段階學生過重課業負擔，全面提高教育質量的指示」（1993年3月）教育部基礎教育司義務教育實施處編，前掲書，161～163頁。
 - 10 国家教育委員会「關於進一步推動和完善初中入學辦法改革的通知」（1995年6月）教育部基礎教育

- 司義務教育実施処編，前掲書，207～208頁。
- 11 国家教育委員会基礎教育司「要進一步推動和完善初中入学辦法的改革」『人民日報』（北京）1995年11月5日付。
 - 12 唐寅「中国教育体制改革における権限分担変容の一考察」『九州大学教育学部紀要（教育学部門）』第38集，47～59頁など参照。
 - 13 石井光夫「中国 中央集権体制の変容—地方や大学の権限拡大—」『教育と情報』465号，1993年，25頁。
 - 14 劉経宇・薛宝生，前掲論文，10頁。
 - 15 ①高凌「北京市における初等・中等教育と英才教育」『アジア諸国における教科書と教育制度』プロジェクトチーム『アジア諸国における教科書と教育制度』（学習院大学東洋文化研究所調査研究報告第43号）学習院大学東洋文化研究所，1995年，73頁，②劉経宇・薛宝生，前掲論文，10頁。
 - 16 劉経宇・薛宝生，前掲論文，10頁。
 - 17 高凌，前掲論文，70～71頁。
 - 18 ①陸沈娟「進一步完善初中入学辦法改革」『中国教育報』（北京），1995年1月27日付，②劉経宇・薛宝生，前掲論文，11頁。
 - 19 《中国教育年鑑》編輯部編『中国教育年鑑（1996）』人民教育出版社，1996年，398～399頁。
 - 20 吳濟清「对中小学择校收費的若干思考」『教育财会研究』（武漢），1994年第2期，55～57頁など参照。
 - 21 劉経宇，前掲論文，9頁。
 - 22 「樹立首都基礎教育良好形象 北京治理中小学乱收費要求明確」『中国教育報』（北京）2001年2月12日付（中国教育報ホームページ（<http://www.jyb.com.cn:8080/cgi-bin/> 2002年9月30日）所収）。
 - 23 「怎樣讓家長不再為择校奔走？如何為更多孩子創造美好未来？教育均衡：讓孩子都上“好学校”」『中国教育報』（北京）2002年4月19日付（中国教育報ホームページ（<http://www.jyb.com.cn:8080/cgi-bin/> 2002年6月1日）所収）。
 - 24 「择校生問題 真的剪不断？—教育專家，校長再析義務教育段階“择校生”問題」『中国教育報』（北京）2001年5月11日付（中国教育報ホームページ（<http://www.jyb.com.cn:8080/cgi-bin/> 2002年9月30日）所収）。
 - 25 「教育部基礎教育司負責人明確指出明校不能變“民校”」『中国教育報』（北京）2001年11月24日付（中国教育報ホームページ（<http://www.jyb.com.cn:8080/cgi-bin/> 2002年9月30日）所収）。
 - 26 陸沈娟，前掲論文。
 - 27 「李嵐清評析教育三大熱點」『光明日報』（北京）1995年1月12日付。
 - 28 「2002年我国基礎教育新机遇中迎來新發展」『中国教育報』（北京）2002年1月25日付（中国教育報ホームページ（<http://www.jyb.com.cn:8080/cgi-bin/> 2002年9月30日）所収）。
 - 29 「怎樣讓家長不再為择校奔走？如何為更多孩子創造美好未来？教育均衡：讓孩子都上“好学校”」，前掲論文。
 - 30 北京市人民政府辦公厅「關於加強基礎薄弱学校建設的通知」（1996年4月）教育部基礎教育司義務教育實施處編，前掲書，289頁。

（博士後期課程2回生，比較教育政策学講座）